

# 現代日本経済史講義

## 第18回

### 3-2 戦後改革2

### 経済民主化政策の展開

2004年冬学期

武田晴人

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

## 3-2 戦後改革2 経済民主化政策の展開

### 1 財閥解体

- 第二次世界大戦後の戦後改革と呼ばれる一連の改革は、日本を政治的、経済的に民主化することによって軍国主義の再生を防ぐことを主たる目標としていた。
- 政治的改革は、日本国憲法の制定に集約される国民主権(象徴天皇制)と平和主義(陸海軍の解体と戦争放棄)、基本的人権の尊重などを柱としていた。
- これに対して経済的な民主化のための改革の中心をなしたのが、財閥解体、農地改革、労働改革の三大改革である。

- この三大改革のうち農地改革と労働改革は、経済的な制度改革であったと同時に、それによって農民、労働者などを民主主義的な政治制度を支える勢力（民主主義的な勢力の助長）として育てることによって、戦前のような専制的で非立憲的な支配の再現を防ぐという意図を持っていた改革であった。
- 財閥解体も、経済の非軍事化・民主化という政治的なねらいを含んだ改革であった。
- 同時に財閥解体は日本経済の基本的な枠組みや第二次世界大戦後の日本の企業のあり方・産業組織のあり方に大きな影響を与え、これらを規制する考え方の骨格を形づくるものであった。

- 財閥解体が日本側に具体的に指示されるのは、1945年9月6日の「降伏後における米国の初期対日方針」のなかに、経済の非軍事化に次いで「民主主義勢力の助長」がとりあげられ、生産や流通に関する手段の所有権を広範囲に「分配する」ために、「日本国の商工業の大部分を支配し来たりたる産業上及金融上の『大企業結合』の解体計画を支持すべきこと」と明記されたことが最初であった。ここでいう『大企業結合』が当時の財閥を指すことはほとんど疑問の余地がなかった。



GHQの置かれた第一生命ビル  
(ウィキペディアより)

# 財閥は解体の理由

- 占領政策の基本的なねらい＝日本が再び軍国主義的な国家としてアメリカの敵国にならないように改革すること  
→過度の経済力集中を排除することが必要。
- それは日本に対してだけでなく、ドイツに対しても共通にとられた考え方  
「そのような企業力の巨大な集積は『定義上』反民主主義的であり、数十万の労働者を雇い、経済の近代的部門の全範囲をふくんでいるような企業は、自由で競争的な企業に見いだされる価値とはまったく別の価値を代表しないわけにはゆかない」と見なされていた。
- 自由で競争的な企業が民主主義的なものであり、経済力の集中者・独占者はこれに反する存在と見なされていた。
- 経済力の集中者は、富の分配の不平等をもたらすものであり、それはコンツェルンであれ、カルテルであれ、トラストであれ排除されるべきものであった。日本の場合、そうした経済力の集中者が何よりも財閥だったのである。

- 財閥に対するこのような評価に対して、アメリカの政策立案者のなかで比較的日本の事情に詳しいグループには、財閥が軍の暴走に批判的で抵抗を示したというような理解を持つ人々もいた。
- しかし、このような考え方は、財閥が軍事生産部門へ多額の投資を行っていること、さらに占領地において多くの企業利潤を得ていることからみて、財閥と軍部の間に共通の利害があると捉える方が妥当と見なされたのである。
- エレノア・ハードレー『財閥解体 GHQエコノミストの回想』(東洋経済、2004年)によると、「1941年から1945年の間に経済における三大財閥の地位が倍増したことは大きな証拠で、これだけでも彼らが本当に戦争に反対であったと考えることは困難である。」(p141)  
「大企業は軍部の支援者の立場を享受した」(p165)

- こうした考え方が財閥についての十分な調査に基づいて形成されたわけではないことは確かであった。しかし、アメリカ側には財閥の果たしていた役割について、かなり明確なイメージをあらかじめ持っていた。
- その代表例は、対日賠償使節団のポーレの「日本の財閥は、同族としてまた法人組織として緊密に結合した比較的少人数のグループであって、日本現代史を通してその金融・商工業のみならず、その政府をも支配した最も強大な潜在的戦争能力であった」というもの

日本近代史研究会編 『画報近代百年史』  
第17集p.1367より引用



ウィリアム・マーカット少将  
経済科学局長

- このような評価には日本側を中心に反発もあった。
- 三菱の岩崎小弥太は、「三菱は、国家社会に対する不信行為は未だかつて為した覚えはなく、また軍部官僚と結んで戦争を挑発したこともない。国策として命ずるところに従い、国民として為すべき当然の義務に全力を尽くしたのであって、顧みて恥ずべき何ものもない」と反論。
- このように財閥が戦争に果たした役割については、認識のズレが示されていたが、アメリカが要求していたのは、財閥解体によってアメリカ的な経済制度を、理想的なものとして日本にも移植することであった。自由な競争こそが民主主義的な経済制度として理想的状態とする見方は、今日に至るまでアメリカに支配的なものであった。



岩崎小弥太(1879～1945) 三菱の中興

『三菱銀行史』昭和55年  
調査部銀行史編纂室編  
より引用



# 解体措置の具体的内容

- 財閥解体は以上のような考え方に基づいて、単に財閥の組織の解体だけでなく、経済力の集中排除につながる一回的な措置に加えて恒久的な予防措置にまで及ぶことになった。
- 第一に、財閥の組織を解体するために、株式所有や役員派遣などを通じた財閥の企業間の紐帯を切断すること、そのために組織の中心にある持株会社を解体すること、財閥家族等の会社役員への就任を禁ずることなどが必要であった。
- 第二に、経済力の過度の集中者と考えられる大企業を分割し、さらに、カルテルや統制会社などの独占的な組織を解体することが必要であった。
- 第三に、このような措置によって実現された「民主主義的な」経済制度を維持し、財閥の復活や独占の形成を防止する措置が必要であった。財閥解体は、以上のような具体的政策群を内容としたのである。



- 参考文献 ハードレー『日本財閥の解体と再編成』(東洋経済、1973年)
- 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 2 独占禁止』(東洋経済、1982年)
- 橋本寿朗・武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』(東大出版会、1992年)



写真:日本近代史研究会編『画報近代百年史』第18集 p.1410より引用

- 財閥の解体は、まず組織の要の位置にある本社＝持株会社を解散させることが、第一の課題となった。
- 具体的な措置は、45年11月に「会社の解散の制限に関する勅令」を制定し、これによりいわゆる制限会社に指定された企業等の現状の変更を制限したうえで、
- 46年4月に「持株会社整理委員会令」を制定して持株会社を指定した。
- 指定された持株会社のうち財閥本社に当たるものは、有価証券を持株会社整理委員会に委譲して解散する、
- それ以外の持株会社は、所有有価証券を持株会社整理委員会に委譲し、子会社に対する支配関係を廃棄することを指示されたのち、独占的な大事業会社と認められた場合には、事業の再編成を強制される。
- こうして持株会社整理委員会に委譲された株式は全体で約1億5000万株、68億円余で、それらは従業員への売却や一般入札のなどを通して株式所有の分散を図る。

- 株式の所有関係に関連して財閥の家族も持株会社と同様に指定を受け所有株式等の持株会社整理委員会への委譲が実行された。
- さらに、45年10月の総司令部による「持株会社の解体に関する覚書」によって実行された財閥家族の会社役員辞任が、
- 48年1月の財閥同族支配力排除法によって財閥家族と近い関係にある財閥役員 of 役職辞任が強制され、また、関係会社の役員 of 兼任についても禁止する措置がとられた。
- こうして、本社を中心とする財閥の人的・資本的な紐帯が次々と切断され、財閥の組織的な解体が進められた。

- 第二の重要な措置は、独占的な大企業会社の解体・再編成であった。
- 47年7月の「商事会社の解散に関する覚書」によって指令された三井物産と三菱商事の解体がその最初であった。  
この措置は二大商社を徹底的な細分化をもとめるドラスティックなもので、これにより三井物産は220社以上、三菱商事は130社以上に分割された
- これに比べれば結果的には微温的な措置にとどまったのが、47年12月に制定された過度経済力集中排除法による大企業の分割・再編成であった。
- 同法によって指定を受けた企業は当初325社の広範囲に及んだが、その後分割・再編成に関するアメリカ側の方針が緩和され、最終的には、日本製鉄、三菱重工業、王子製紙などの11社が企業分割、3社が工場・施設の処分、4社が所有株式の処分という再編成指令を受けた。

# 集配法の適用

	指定企業	再編成後の企業	その後の動き
	同種部門の分割		
	日本製鉄	八幡製鉄・富士製鉄ほか2社	70年新日本製鉄
	三菱重工業	東日本重工業、中日本重工業、西日本重工業	64年三菱重工業
	王子製紙	苫小牧製紙、十條製紙、本州製紙	68年合併発表、中止
	大日本麦酒	日本麦酒、朝日麦酒	現サッポロ、アサヒ
	北海道酪農協同	北海道バター、雪印乳業	58年雪印乳業
	帝国繊維	帝国製麻、中央繊維、東邦レーヨン	51年帝国・中央合併
	東洋製罐	東洋製罐、北海製罐	

	指定企業	再編成後の企業	その後の動き
異種部門の分割			
	三菱鉱業	三菱鉱業、太平鉱業	90年三菱マテリアル
	三井鉱山	三井鉱山、神岡鉱業	三井鉱山・三井金属
	井華鉱業	井華鉱業、別子鉱業ほか2社	住友石炭鉱業・住友金属鉱山
	大建産業	呉羽紡績、伊藤忠商事、丸紅、尼崎製釘所	
工場・施設処分			
	日立製作所、東京芝浦電気、日本通運		
株式処分			
	日本化薬、東宝、松竹、帝国石油		

	1937	1950
% 鉄鋼	97.8	88.7
熱間圧延鋼材	56.2	49.6
亜鉛鉄板	48.1	34.0
電気銅	74.9	73.4
アルミ	91.8	100.0
鋼船	67.5	39.1
硫安	60.0	41.2
綿糸	33.9	35.1
バルブ	65.2	39.5
洋紙	83.1	57.0
ビール	99.4	100.0
セメント	40.1	55.9
石炭	35.4	35.9
銀行	25.8	21.8
生命保険	41.4	47.2

生産の上  
位集中度



- この措置に関連して、戦時期までに設立されていた各種のカルテル・統制会社等は戦時統制の解除とともに原則的には解散されることになり、4
- 7年3月には閉鎖機関令が公布されて戦時中の経済統制団体は閉鎖機関に指定されて解散し、特殊清算を行うことになった。
- こうして各種の産業分野で圧倒的な力を持っていた大企業や各種の統制組織が解体され競争的な市場環境が整えられていった。
- ただし、物不足による激しいインフレのため、政府による物資の需給調整と価格統制は継続した。GHQにとって、統制会は私的な独占組織であると見なされて、解散・閉鎖の措置の対象となったが、政府による統制そのものは、当面の経済的な危機を乗り越えるためには必要と承認されていた。従って、直ちに市場経済的な枠組みに復帰したわけではない。

- 第三の措置は、より長期の展望を持つもの
- 財閥の組織の切断と大企業の再編成とが、戦前からの日本経済に君臨していた企業ないし企業グループの支配力を弱め、民主主義的な経済制度を作り出すための一回的な改革の措置であったのに対して、
- その効果を持続させ、財閥の復活と独占の形成を防止するための措置が、財閥解体の仕上げとして必要
- その具体化が、
  - ①47年4月の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(いわゆる独占禁止法)の制定と、
  - ②48年6月の事業者団体令の制定であった。

- とくに重要なのは独占禁止法  
独占禁止法は
  - ①財閥本社のような持株会社の設立を禁止し、
  - ②会社間の株式の所有についても制限を設けるなど、財閥型の組織の再生を予防する規定を設けた。  
また、戦前のカルテル統制法規である重要産業統制法などでは独占組織の結成を原則的に認めていたのに対して(公益に有害と認めた場合は政策的な介入が認められた)、独占禁止法は
  - ③カルテル等を原則的には禁止する  
という経済法規の枠組みとしては180度の転換。
- それはアメリカからやってきた改革政策の立案者たちがアメリカから持参したアメリカ型の反独占政策を徹底した形で法制化したものであった。
- 同法が戦後の産業政策の展開過程で繰り返し問題になるのは、それが戦前とはまったく異なる経済制度の基本的な枠組みを作りだしたからであった。

## 財閥解体による株式所有構造の変化

- 持株会社整理委員会に集められ株式は、証券処理調整協議会を通して、従業員、地域住民などを優先して売却処理された。
- その結果、1949年には個人の保有比率が急速に高まり、所有の分散が進んだが、
- これは一時的な現象にとどまり、50年代前半には法人の保有比率が増加した。

特に証券会社などで違法な保有が発生した  
市場の未成熟、個人貯蓄の不足の中での改革  
に実体的な根拠がなかったから。

## 株式分布状況

	1945	1949	1950	1951	1952	1953
政府・公共団体	8.3	2.8	3.2	1.8	1.0	0.7
金融機関	11.2	9.9	12.6	18.2	21.8	23.0
投資信託				5.2	6.0	6.7
証券業者	2.8	12.6	11.9	9.2	8.4	7.3
その他法人	24.6	5.6	11.0	13.8	11.8	13.5
外国人					1.2	1.7
個人その他	53.1	69.1	61.3	57.0	55.8	53.8
発行株数(100万株)	444	2,000	2,581	3,547	5,365	7,472

## 有力企業30社の大株主の推移

1000株

1949		1952	
証券会社	24,007	証券会社	33,585
持株会社整理委員会	18,322	生命保険	29,381
生命保険会社	9,615	銀行	21,933
持株会社	4,337	信託	19,464
閉鎖機関整理委員会	4,124	事業法人	15,473
大蔵大臣	1,581	外国人・法人	7,175
個人	1,508	損害保険	6,796
銀行	1,288	個人	479
損害保険	1,237	従業員団体	311
戦時金融金庫	974	その他	390
信託	554		
従業員団体	185		
金融機関閉鎖委員会	72		
公共団体	60		
その他	16		

## 2 農地改革

- 寄生地主制の解体を目指した農地改革は、農林省が立案した改革案を基礎に開始された。その内容は、不在地主に全小作地を売却させ、**在村地主の所有限度を5町歩とし、小作料を金納化する**というものであった。
- この第一次の改革案は、不徹底だとの批判を受け、
- 46年10月に第二次の改革がGHQの主導で推進されることになる。
- 第2次案では、①当事者間の耕地の売買を認めず、政府が買収・譲渡を行う、②**不在地主の全小作地だけでなく、在村地主の1町歩を越える耕地も買収の対象とする。**
- その結果、総農家の30%程度であった自作農家は60%に達し、全国の小作地率は1割程度までに低下した。

## 7.45 農林水産生産指数 (1933-35=100)

	農林水産総合	農 産				林 産	水 産
		総 合	耕 種	養 蚕	畜 産		
1945	65.5	59.7	68.6	25.0	23.9	142.5	82.8
46	78.2	77.3	91.2	20.2	30.2	119.6	52.7
47	80.1	74.7	89.5	15.8	22.4	143.9	83.9
48	92.1	86.0	98.9	18.9	62.1	149.9	104.2
49	93.2	92.5	104.2	18.3	86.9	116.8	86.1
50	100.4	97.5	109.8	23.4	97.3	107.7	109.4
51	108.8	100.4	109.0	27.3	143.8	141.9	128.0
52	117.8	111.0	120.1	30.2	163.9	137.9	140.2
53	106.4	96.2	103.4	27.2	171.0	141.1	138.3
54	114.5	106.0	112.8	29.4	200.6	134.0	150.9

『日本の経済統計』上 p.74による。

安藤良雄編「近代日本経済史要覧第2版」東京大学出版 p151より引用



▲静岡県三島市提供



## 7.46 米の供出と価格

+

- 短期の生産回復は天候などの条件の他、自作化した農民の生産への意欲
- 供出制度は生産のほぼ半数をカバーしたが、残りが闇市場に出回ったわけではなく、農民たちの自給食料であり、小売価格の上昇によって、都市の住民が食料価格の上昇に脅かされたのに対して、それらは彼らが相対的に豊かになったことを意味した。

	実収高 (千石)	供出割 当 量 (千石)	政府買 入実績 (千石)	石当生 産 費 (円)	生産者 価 格 (石当り 円)	小売価 格 (10kg当 り円)
1945	39,149	26,561	19,561	146	300	3.7
46	61,386	28,063	27,052	655	550	19.5
47	58,652	30,550	29,090	1,848	1,756	99.7
48	66,439	30,619	30,551	3,561	3,646	266
49	62,553	29,879	28,946	5,280	4,348	405
50	64,339	28,843	21,807	4,014	6,047	445
51	60,278	24,473	25,307	4,569	7,050	515
52	66,152	22,910	28,070	5,033	7,500	620
53	54,924	14,017	20,594	6,237	8,255	680
54	60,756	17,637	23,223	6,417	9,260	765
55	79,031	30,795	31,901	5,443	9,755	765
56	69,758	27,265	28,714	5,949	9,734	770

農林省『ポケット農林水産統計』各年版より作成。

## 農地改革の実績

1000町歩、%

	改革前			改革による買収・所管替				改革後		
	農地総面積	小作地 面積	小作地 率	買収等 の面積	うち小 作地	開放率	開放率	農地総 面積	小作地 面積	小作地 率
	A	B	B/A	C	D	C/A	D/B	E	F	F/E
総数	5,156	2,368	45.9%	1,933	1,896	37.5%	124.9%	5,200	515	9.9%
北海道	726	354	48.8%	345	329	47.5%	107.6%	748	46	6.1%
東北	813	392	48.2%	329	325	40.5%	120.6%	822	68	8.3%
関東	874	442	50.6%	345	343	39.5%	128.9%	882	108	12.2%
北陸	426	209	49.1%	174	171	40.8%	122.2%	425	39	9.2%
東山	298	130	43.6%	102	100	34.2%	130.0%	299	31	10.4%
東海	343	139	40.5%	100	99	29.2%	140.4%	346	43	12.4%
近畿	352	158	44.9%	118	116	33.5%	136.2%	352	47	13.4%
中国	398	160	40.2%	124	121	31.2%	132.2%	400	39	9.8%
四国	220	96	43.6%	76	75	34.5%	128.0%	219	22	10.0%
九州	706	289	40.9%	222	217	31.4%	133.2%	709	73	10.3%
府県計	4,430	2,015	45.5%	1,588	1,567	35.8%	128.6%	4,453	469	10.5%

### 3 労働改革

- 1945年12月に労働組合法が制定されたのを契機に、労働者の権利を擁護するための立法措置とともに、労働組合運動の育成が図られる。この労働組合法は、1920年代に構想されていた法案を手直したもので、いわば「国産」の改革法案であった。
- その後46年に労働関係調整法、47年に労働基準法が制定される。

著作権処理の都合で、  
この場所に挿入されていた

「セオドア・コーエン」

の写真を省略させていただきます。

64 セオドア・コーエン(1918-83) GHQ経済科学局(ESS)労働課長として労働基準法、労働関係調整法の制定、労働省の設置等に尽力した。

### 3 労働改革

- 労資の激しい対立の時代が訪れる。1950年代半ばにかけての大規模な争議の展開、その中での生産管理闘争などの、労働者の権利要求と、「経営権」とのせめぎ合い。
- 労働改革と農地改革の意義：所得の上昇による内需依存型成長の基盤を提供する。

著作権処理の都合で、  
この場所に挿入されていた

「戦後最初のメーデー」

の写真を省略させていただきます。



ゼネストのポスター  
(大原社会問題研究所提供)

Haruhito Takeda

## 7-44 労働経済の諸指標

	生産指数		雇用指数		生産性指数		名目賃金指数	実質賃金指数	実質家計費指数
	鉱工業	製造業	鉱工業	製造業	鉱工業	製造業	製造業	製造業	東京
1934 - 36平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	100.0	100.0
1947 平均	37.4	35.1	146.7	137.8	28.6	28.4	32.9	30.2	55.4
48 //	54.6	52.5	150.3	139.3	40.9	42.0	91.9	48.6	61.2
49 //	71.0	68.9	150.7	140.7	52.7	54.6	157.1	66.3	65.0
50 //	83.6	82.0	142.7	133.9	66.1	68.3	187.9	85.4	69.8
51 //	114.4	115.1	150.0	144.0	84.8	88.9	235.2	92.1	68.9
52 //	126.4	128.2	154.4	148.5	91.1	96.2	272.2	102.3	80.2
53 //	155.1	159.7	158.1	155.4	109.1	114.5	307.0	107.3	94.0
54 //	166.9	173.8	162.1	162.9	114.6	118.9	325.8	108.0	100.0

労働省『労働白書』（1955年版）より。

- 実質賃金は戦前の3割水準に低下、戦前水準に回復するのは、1952年。
- 生産性の低下と物価の上昇が賃金の実質的な回復を阻む要因。

## 7-35 労働組合の推移

†

	組 合 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率
1945	509	千人 381	% 3.2
46	17,266	4,926	41.5
47	23,323	5,692	45.3
48	33,926	6,677	53.0
49	34,688	6,655	55.8
50	29,114	5,774	46.2
51	27,644	5,687	42.6
52	27,851	5,720	40.3
53	30,129	5,927	36.3
54	31,456	6,076	35.5
55	32,012	6,286	35.6

日本生産性本部『活用労働統計』（1975年版）による。「労働組合基本調査」による数値。

安藤良雄編「近代日本経済史要覧第2版」東京大学出版 p156より引用

- GHQの奨励策を背景に組合数は急速に増加し、組織率も5割を超える。
- 生活難からの争議が急増し、企業の生産活動はそれによって大きく阻害される。

### 7.36 労働争議件数・参加人員

	総争議		争議行為を伴う争議		作業停止争議		労働損失日数
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	
		千人		千人		千人	千日
1946	920	2,723	810	635	702	517	6,266
47	1,035	4,415	683	295	464	219	5,036
48	1,517	6,715	913	2,605	744	2,304	6,995
49	1,414	3,307	651	1,240	554	1,122	4,321
50	1,487	2,348	763	1,027	584	763	5,486
51	1,186	2,819	670	1,386	576	1,163	6,015
52	1,233	3,683	725	1,843	590	1,624	15,075
53	1,277	3,399	762	1,743	611	1,341	4,279
54	1,247	2,635	780	1,547	647	928	3,836
55	1,345	3,748	809	1,767	659	1,033	3,467

同上. 労働争議統計調査による数値.

安藤良雄編「近代日本経済史要覧第2版」東京大学出版 p156より引用